

令和2年4月7日

保護者様

羽島市立小熊小学校

校長 番 美智雄

気象警報発令時における対応について(お知らせ)

各種の災害から子どもの生命を守るため、「気象警報」が発令された場合、学校では次のように対応しますので、ご家庭でも適切な措置をとられるようお願いします。

なお、羽島市に警報（暴風、大雨、洪水、大雪）の発表が予想される場合や災害の発生が予想される場合等、速やかにその徹底を要する場合については、市教育長が該当校の休業や授業の打ち切りを決定することもあります。

(1) 登校前に羽島市において警報（暴風、大雨、洪水、大雪）が発表された場合

区分	内 容	措 置
ア	◇警報が解除されるまで。	○家庭で待機する。
イ	◇始業時刻（8時15分）の2時間前までに警報が解除された場合。	○平常通り集団登校をする。 □事前に通学路の安全を確認する。 □教員やPTA、地域のボランティアなど、大人による見届けをする。
ウ	◇始業時刻の2時間前より、午前11時までに警報が解除された場合。	○解除後2時間をへてから授業を開始する。 □事前に通学路の安全を確認する。 □教員やPTA、地域のボランティアなど、大人による見届けをする。
エ	◇午前11時以降に警報が解除された場合。	○休業とする。 □外出を控えるよう指導する。
備考	※上記の区分イ、ウの場合であっても、通学路や地域の状況によっては保護者の判断で登校させなくてよい。この場合、遅刻や欠席にはならない。	

(2) 登校後に羽島市において警報（暴風、大雨、洪水、大雪）が発表されて、授業の打ち切りが決定した場合

区分	内 容	措 置
ア	◇安全に帰宅させうると認めた場合。 (帰宅しても保護者等が誰もいない者等、帰宅が困難と認める場合、下記の区分イの措置をとる。)	○当日の授業を中止して、速やかに集団下校をする。 □下校前に通学路の安全を確認する。 □児童のみの下校はさせない。教師やPTA、地域のボランティアなど、大人による見届けをする。
イ	◇帰宅が困難であると認めた場合。	○校内の最も安全な場所で待機させると同時に、保護者と連絡をとり、一人一人確実に保護者に引き渡す。 ○状況によっては、保護者とともに学校に留めることもある。（堤防決壊、道路寸断、冠水など、保護者共々帰宅することが危険な場合）

(3)その他

- 台風等の接近が予想される場合、あらかじめ給食を取りやめることができます。その場合、「お弁当」の準備をお願いすることがあります、ご承知おきください。